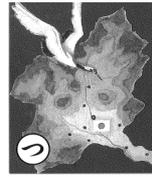




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年1月8日(火) 第9664号

目次

ページ

告示

- 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の別表に掲げる区域の指定の告示の一部改正(環境保全課) 2
- 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及び騒音に係る環境基準に掲げる幹線交通を担う道路の指定の告示の一部改正(同) 2
- 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の告示の一部改正(同) 2
- 都市計画区域区分の変更に係る縦覧(都市計画課) 2
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課) 3

公告

- 農業振興地域の区域変更(農業構造政策課) 3

■ 告 示

◎群馬県告示第1号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の別表に掲げる区域の指定の告示（平成12年群馬県告示第209号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成31年1月8日

群馬県知事 大澤 正 明

表a区域の項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

◎群馬県告示第2号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及び騒音に係る環境基準に掲げる幹線交通を担う道路の指定の告示（平成13年群馬県告示第196号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成31年1月8日

群馬県知事 大澤 正 明

「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）第2条」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項」に改める。

1の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の表Aの項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

◎群馬県告示第3号

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の告示（平成13年群馬県告示第197号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成31年1月8日

群馬県知事 大澤 正 明

「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）第2条」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項」に改める。

表Iの項中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に、「による指定地域」を「により知事（市の区域内の地域にあっては、市長）が指定する地域」に改め、「並びに次表の市の指定地域のうち第1種区域及び第2種区域に指定された区域」を削る。

表IIの項中「並びに次表の市の指定地域のうち第3種区域及び第4種区域に指定された区域」を削る。

市の指定地域の表を削る。

◎群馬県告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、高崎都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年1月8日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画区域区分 高崎市総合卸売市場周辺地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市柴崎町、下大類町及び栗崎町の各一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課

◎群馬県告示第5号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年12月27日から適用する。

平成31年1月8日

群馬県知事 大澤 正 明

「新田みどり農業協同組合 太田市新田村田町788-3（生品支店）」を「新田みどり農業協同組合 太田市ワシントンモーターズ株式会社 新田村田町788-3（生品支店）太田市新田小金井町321-18」に改める。

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、高崎農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成31年1月8日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の高崎農業振興地域は、高崎市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成31年群馬県告示第4号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域及び昭和46年群馬県告示第255号による高崎都市計画公園第1号公園（観音山公園）の区域
- 2 都市計画用途地域の変更の告示（平成16年箕郷町告示第83号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 3 都市計画用途地域の変更の告示（平成14年榛名町告示第1号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 4 都市計画用途地域の変更の告示（平成17年吉井町告示第18号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 5 平成18年1月22日現在の高崎市の区域の国有林野のうち1に含まれる区域を除く区域
- 6 寺尾町のうち字長坂1321から1324まで、1328、1331、1332、1334の1、乙1335、1336の1、1336の7、1338及び1339、字池境1340、1341、1343、1345の1、1347、1348の1、1349の1及び乙1349、字日向甲1356の5から1356の7まで、1358、1360、甲1362、1364、1373、1374及び1376、字日向甲1362及び1364、字直路1384、1387、1390及び1399から1401まで、字笹畦1405、1406、1407の1

- から1407の4まで、1408から1411まで、1413の1、1414の1、1414の2、1416から1420まで、1423、1424、1426、1427、1429の1、乙1430の3及び丁1430、字刈萩1795、1796、1798の1、1799の1、1799の2、1800、1801、1802の1、1803、1804、1805の1、1805の2及び1808、字大平1823、1824、1828の2、1830の1から1830の3まで、1831、1832、1839、1841及び1843、字大神楽1907、1909、1910、1913、1914、1920、1923から1925まで、1926の1、1926の2、1927、1928、1930、1931、1934から1951まで、1951の2及び1952から1956まで並びに字小塚2120の2から2120の6まで並びに山名町のうち字井戸沢2211及び2247から2253までの区域
- 7 乗附町のうち字宮室根1026の4、字十貫山2218の2から2218の22まで、字城山2371の59、字三本松2371の67、2371の104、3678及び3694並びに字雨坪3610の2及び3611の区域
- 8 平成18年1月22日現在の倉淵村の区域の国有林野のうち前橋事業区147林班リー2小班の一部(区域の範囲は、別図による。)を除く区域並びに県有林及び市有林の区域
- 9 倉淵町川浦のうち字鳥口28の1、字犬啼カセ乙28、字鋸ノ岑丙28、字角落丁28、字鼻曲27の7及び27の8、字焼槽乙29、字三ツ丸29の3、字矢狭丙27、字高芝27の5及び27の20から27の31まで並びに字永妻27の11から27の19までの区域
- 10 陸上自衛隊相馬原演習場及び武器補給所吉井弾薬支所用地の区域
- 11 箕郷町中野のうち字大畑及び字槻木沢を除く区域
- 12 箕郷町松之沢のうち字中野、字黒岩、字石小根、字小野、字芦窪、字中峯及び字物見塚、箕郷町善地のうち字中野並びに箕郷町柏木沢のうち字中野の区域
- 13 新町の区域
- 14 平成18年9月30日現在の榛名町(以下「旧榛名町」という。)大字榛名山のうち字小田原、字畳石及び字八本松を除く区域
- 15 旧榛名町大字十字字のうち字獅子牢並びに大字上室田のうち字郷里、字大丸、字旭、字立石、字黒岩、字鳥ヶ谷津、字中ノ馬場及び字界峰の区域
- 16 旧榛名町大字中室田のうち字大沢(2)、字種山、字梅ノ木(2)、字春場谷津、字東筒井沢、字西筒井沢、字伏間入(2)、字萩枝子(2)、字夕日、字天狗山、字梨木平、字中原(2)、字東大平、字西大平、字十二東、字十二西、字一枚畑、字後塚、字樽ノ平、字釜ヶ谷津、字白崩、字唐沢(2)、字西神子田(2)、字寺井、字田ノ入(2)、字銭神(2)、字岩城入(3)、字糠塚(2)及び字堂尾根の区域
- 17 旧榛名町大字下室田のうち字大日陰、字大日陰(2)、字長久保(2)、字芳沢、字刈合(2)、字大崩、字種山ウラ、字二ツ釜、字水出、字膳棚、字不動及び字前日陰並びに大字宮沢のうち字中野、字中野(2)、字日陰坂及び字古寄の区域
- 18 旧榛名町大字上里見のうち字間野山乙4109、4109の1、4109の4から4109の7まで、4109の401から4109の434まで、4109の436、4109の438から4109の441まで、4109の448、4109の460、4109の470、4109の479、4109の480及び4109の482から4109の487まで並びに字境野に該当する区域
- 19 吉井町神保字八束1385-1から1385-3まで及び1386、塩字八束沢1306、大沢字大沢山737、東谷字小梨1002-1から1002-3まで、1002-10及び1002-13並びに馬庭字猪之籠3125-1、3144-1、3160-1、3160-8、3162-1、3162-5、3165-1、31

66-2及び3167-3から3167-5までの区域

なお、関係図面は省略し、群馬県農政部農業構造政策課に備え置いて縦覧に供する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
